

安全保障輸出管理に関する確認について

スーパーコンピュータ「富岳」は、日本国の法令「外国為替及び外国貿易法（外為法）」等により、輸出や技術の提供が規制されているため、非居住者又は特定類型に該当する居住者※が「富岳」を利用しようとする際には所定の許可手続が必要となります。課題代表者の方は、別紙のチェックリストに「富岳」の課題参加者に非居住者又は特定類型に該当するユーザが含まれるかどうかを記載してご提出をお願いします。（該当者が含まれる場合には氏名の記載もお願いします。）

<注意事項>

- ① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果「富岳」の利用が許可されない場合などもあります。
- ② 「課題参加者に非居住者および特定類型に該当する居住者のいずれも含まれない。」として提出いただいても、審査の結果、非居住者又は特定類型に該当する居住者として扱うべき参加者が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。
- ③ 課題実施途中でも、課題参加者の追加、課題代表者又は課題参加者の所属の変更などにより、新たに課題参加者に非居住者又は特定類型に該当する居住者が含まれる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。
- ④ 経済産業省のガイドライン(*)に則り、来日後6か月以上経過した留学生は居住者として扱います。
(*)「居住者」である留学生が夏休みなどの長期休暇で一時帰国し、再入国した場合について、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した際には、引き続き「居住者」として整理する。

※非居住者又は特定類型に該当する居住者

・居住者・非居住者の区分

	居住者	非居住者
日本人	①日本国内に居住する人	①外国の事務所（日本の法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務するために外国に滞在する人 ②2年以上滞在するために外国に滞在する人 ③外国に2年以上滞在する人 ④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が6カ月未満の人
外国人	①日本国内にある事務所に勤務する人 ②来日後6か月以上経過した人	① 外国に居住する人

注：日本学術振興会の特別研究員等の身分の方は、日本学術振興会と雇用関係は無いので注意してください。

- ・ 特定類型に該当する居住者（以下に該当する場合は審査対象）

類型①	「外国法人等」又は「外国政府等」と「雇用契約等（雇用契約、委任契約、請負契約等で雇用契約に準じる（＝労働者性がある）ものに限る）」がある場合（指揮命令下／善管注意義務がある場合） ＜除外される場合＞ (a) 自法人に対するそれが優先するとの合意がある場合 (b) 「グループ外国法人等」との間での「雇用契約等」の場合 ・ 「外国法人等」が議決権 50%以上を直接・間接に有する場合（＝外資系企業等） ・ 「外国法人等」の議決権 50%以上を直接・間接に有する場合（＝海外子会社等）
類型②	「外国政府等」（政党等を含む）から重大な経済的利益を得ている場合 ・ 金銭換算で年間所得の 25% 以上を占める場合
類型③	本邦における行動に関し「外国政府等」の指示・依頼を受ける場合
類型不明	どの特定類型に該当するか不明の場合、居住者・非居住者に関係なく審査対象となる

記入例（別紙 Ⅲ欄）：

- ・ 氏名： 理研 太郎 該当する類型： ① 該当する国名： 中国
- ・ 氏名： 理研 花子 該当する類型： 不明 該当する国名：